

「こども広場 ひかり」 指定放課後等デイサービス事業

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	一般社団法人ヒューマンハーバー別海
法 人 所 在 地	北海道野付郡別海町別海 220 番地 19 〒086-0216
電 話 番 号	090-7054-6906 (代表者電話番号)
代 表 者 氏 名	代表理事 木嶋悦寛
設 立 年 月	平成 28 年 7 月

2. 事業所の概要

事業所の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	こども広場ひかり
事業所の所在地	北海道野付郡別海町別海 220 番地の 19
連 絡 先	電言舌 0153-77-9630 FAX 0153-77-9631
管理者氏名	鈴木浩枝
児童発達支援管理責任者	鈴木浩枝
定 員	10人
指定年月日	平成 29 年 4 月 1 日
事業所番号	0154200109

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	一般社団法人ヒューマンハーバー別海(以下、「事業者」という。)が開設する「こども広場 ひかり」(以下、「事業所」という。)において実施する指定通所支援(以下「放課後等デイサービス」という)の事業は、障がい児(以下、「児童」という。)が生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とします。
-------	--

運営方針	<p>通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)及び児童の意向、児童の適性、その他の事情をふまえた放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき児童に対して放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について、継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に放課後等デイサービスを提供します。児童の意思及び人格を尊重して、常に児童の立場に立った放課後等デイサービスの提供に努めるものとしします。</p> <p>地域の結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、他の障害福祉サービスを行う者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> <p>その他、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)その他関係法令等を遵守し、事業を実施します。</p>
------	---

4. 通常の事業の実施地域

別海町

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日及び営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。午前10時から午後5時30分。
サービス提供日及びサービス提供時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。午前11時から午後5時。 ただし、学校休業日は、午前10時30分から午後4時30分までとする。

6. 職員の体制

職 種	業 務 内 容
管 理 者	常勤 1 名 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	常勤 1 名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6か月に 1 回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に刻する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、児童及び保護者並びにその家族 に対し、その内容等について説明を行います。
指導員または保育士	2 名以上(常勤または非常勤(常勤換算による))

	個別支援計画に基づき、児童及び保護者並びにその家族に対し適切に指導等を行います。
--	--

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

7.設備の概要(実際に設置されている設備の種類を記載すること)

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。
静養室	1室	児童の休養や個別の活動を行う。
事務室	1室	事務業務や会議、相談を行う。
トイレ	1室	一般のトイレ

8. サービスの内容

- ① 日常生活における基本的動作の訓練
- ② 集団生活適応訓練
- ③ 創造的な活動の指導
- ④ レクリエーション、行事の実施
- ⑤ 児童の自宅または学校と事業所間の送迎
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 相談、助言に関すること

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

9. 利用料金

(1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)から家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を引いた額が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます(利用者負担額といいます)。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3) 事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4) 次に定める費用については、保護者から徴収するものとします。

- ① 創作活動に係る材料費(個人にかかるもの)
- ② おやつ提供時の材料費
- ③ その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担いただくことが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び

費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとします。

※利用料金は、1 カ月ごとに計算して請求します。支払い方法は、以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 当事業所の窓口で現金支払い
- ② 指定口座への振込み
- ③ 金融機関からの自動引き落とし（現在は取り扱っていません）

10. サービス利用に当たっての留意事項

保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、児童及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	管理者 鈴木浩枝
---------	----------

苦情解決体制を整備しています。

職員に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

12. 緊急時の対応

児童発達支援の提供中に児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

児童のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

緊急連絡先

連絡先	氏名： (児童名) (続柄：)
	住所：
	電話番号： - -

事業所の協力医療機関

医療機関	町立別海病院	診療科	小児外科・内科・外科
所在地	野付郡別海町別海西本町103番地		
代表者	西村 進	電話番号	0153-75-2311

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画書」・「防災マニュアル」により対応します。
平時の訓練	別途定める「消防計画書」に従い年に2回以上、避難・防災訓練を行ないます。

14. 児童及び保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前10時から午後5時です（祝日と12月29日から1月3日を除く）。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	<p>受付担当者 児童発達支援管理責任者 鈴木浩枝 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。(午前10時～午後5時まで)</p> <p>受付方法 面接 電話 書面 電話番号 0153-77-9630 FAX番号 0153-77-9631</p>
第三者委員	<p>外山浩司 (とやまこうじ) 野付郡別海町別海寿町63-67 電話番号 0153-75-1192</p>
第三者委員	<p>伊藤恵里 (いとうえり) 野付郡別海町別海鶴舞町6-29 電話番号 0153-75-3537</p>

その他苦情受付機関

本事業所で解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は北海道社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

北海道 運営適正化委員会	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目27 電話番号：011-204-6310
-----------------	--

17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、関係機関及び児童の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

加入済みの保険の種類：介護保険・社会福祉事業者総合保険

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業所名称：こども広場ひかり

管理者名： 鈴木 浩 枝

説明者名： 児童発達支援管理責任者

鈴木 浩 枝 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： _____ ⑩

続 柄：